

公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画

I 基本的事項

1 団体の概要

団体名	川越市	国調人口(H17. 10. 1現在)	333,795
構成団体名		職員数(H22. 4. 1現在)	2,048
		健全化判断比率の状況	<input type="checkbox"/> 財政再生基準以上 <input type="checkbox"/> 早期健全化基準以上
			計画期間：

注1 団体が一部事務組合等（一部事務組合、広域連合及び企業団をいう。以下同じ。）の場合は、「団体名」欄に一部事務組合等の名称を記入し、「構成団体名」欄にその構成団体名を列記すること。

2 「職員数」欄は、普通会計において一般職に属する常勤の職員（地方公務員法第3条3項の特別職を除く。）について、平成22年4月1日現在で記入すること。ただし、教育長及び4月1日付け退職者は除くこと。

3 「健全化判断比率の状況」欄については、繰上償還を実施しようとする年度において当該団体の健全化判断比率が財政再生基準又は早期健全化基準以上である場合、該当するものをチェックすること。その場合には、財政再生計画又は財政健全化計画の計画期間を併せて記入すること。

2 財政指標等

財政力指数	1.024（22年度）	標準財政規模（百万円）	58,889（21年度）
財政力指数（臨財債振替前）	0.947（22年度）	地方債現在高（百万円）	124,358（21年度）
実質公債費比率（%）	8.9（22年度）	うち普通会計債現在高（百万円）	89,726（21年度）
経常収支比率（%）	95.3（21年度）	うち公営企業債現在高（百万円）	34,632（21年度）
実質収支比率（%）	5.0（21年度）	積立金現在高（百万円）	4,542（21年度）
将来負担比率	98.7（21年度）		

注1 財政力指数及び実質公債費比率については、平成21年度又は平成22年度の数値を、経常収支比率及び将来負担比率については、平成20年度又は平成21年度の数値をそれぞれ記入すること。これら以外の数値については、直近の地方財政状況調査及び公営企業決算状況調査の報告（又は報告を予定している）数値を記入すること。

なお、一部事務組合等に係る財政力指数、実質公債費比率、経常収支比率については、当該一部事務組合等の構成団体の各数値を加重平均したものを記入すること（ただし、一部事務組合等の構成団体に財政力指数1.0以上の団体がある場合には、構成団体の中で最も低い財政力指数の団体の数値を記入すること。）。

また、一部事務組合等に係る将来負担比率については、各構成団体の将来負担比率を各構成団体の団体区分ごとに別表1の基準1で除し、それにより得た数値を将来負担比率算出における分母の額に応じて加重平均したものを記入すること。

2 財政指標については、条件該当年度を（ ）内に記入すること。また、財政力指数以外の財政指標については、数値相互間で年度（地方財政状況調査における年度）を混在して使用することがないように留意すること。

3 財政力指数（臨財債振替前）については、財政力指数が1.0以上の団体で、臨時財政対策債振替前の基準財政需要額を用いて算出した場合の財政力指数が1.0を下回る場合についてのみ記入すること。この場合には、補足様式1を作成し添付すること。なお、一部事務組合等については本欄の記入は不要であること。

4 注1に関連して、一部事務組合等については、補足様式2を作成し添付すること。

3 合併市町村等における合併市町村基本計画等の要旨

<input type="checkbox"/> 新法による合併市町村、合併予定市町村の合併市町村基本計画の要旨 <input type="checkbox"/> 旧法による合併市町村の市町村建設計画の要旨 <input type="checkbox"/> 該当なし
〔合併期日：平成〇年〇月〇日〕

注1 「新法による合併市町村、合併予定市町村」とは、市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第2条第2項に規定する合併市町村及び同条第1項に規定する市町村の合併をしようとする市町村で地方自治法（昭和22年法律第67号）第7条第7項の規定による告示のあったものをいう。

2 「旧法による合併市町村」とは、旧市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第2項に規定する合併市町村（平成7年4月1日以後に同条第1項に規定する市町村の合併により設置されたものに限る。）をいう。

3 にシを付けた上で、当該市町村合併に伴い実施（予定）の行革の内容等の要旨を記入すること。また、要旨については、別紙としても差し支えないこと。

4 財政健全化計画の基本方針等

区分	内容
計画名	公的資金補償金免除繰上償還に係る川越市財政健全化計画
計画期間	平成22～26年度
既存計画との関係	川越市中期財政計画、川越市定員適正化計画、川越市公有地利活用計画
公表の方法等	市のホームページでの公表
基本方針	中長期的な視点に立って持続可能な財政運営を行うための基盤を構築する。

I 基本的事項（つづき）

5 繰上償還希望額等

(単位：千円)

区 分		旧運用部：年利5%以上 6%未満	旧運用部：年利6%以上 6.3%未満	旧運用部：年利6.3%以上 6.5%未満	合 計
		旧簡保：年利5%以上 6%未満	旧簡保：年利6%以上 6.5%未満	旧公庫：年利6%以上	
旧資金運用部資金	繰上償還希望額			35,458.4	35,458.4
	補償金免除額			3,783.1	3,783.1
旧簡易生命保険資金	繰上償還希望額	33,934.2	11,691.4	32,035.0	77,660.5
旧公営企業金融公庫資金	繰上償還希望額				

注1 「旧資金運用部資金」の「補償金免除額」欄は、各地方公共団体の「繰上償還希望額」欄の額に対応する額として、計画提出前の一定基準日の金利動向に応じて算出された予定額であり、各地方公共団体の所在地を管轄とする財務省財務局・財務事務所に予め相談・調整の上、確認した補償金免除(見込)額を記入すること。

2 各欄の数値は小数点第2位を切り上げて、小数点第1位まで記入すること。従って各欄の単純合計と「合計」欄の数値は一致しない場合があること(なお、小数点第2位が0であるが、小数点第3位に数値がある場合は同様に切り上げること。)

6 平成22年度以降における年利5%以上の地方債現在高の状況

【旧資金運用部資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.3%未満 (平成23年度末残高)	年利6.3%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
普通 会計債	厚生福祉施設整備事業債			17,653	17,653
	義務教育施設整備事業債			17,805	17,805
小 計 (A)				35,458	35,458
出一般 債等計					
小 計 (B)					
合 計 (A)+(B)				35,458	35,458

【旧簡易生命保険資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上6%未満 (平成24年度末残高)	年利6%以上6.5%未満 (平成23年度末残高)	年利6.5%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
普通 会計債	公営住宅建設事業債	33,934	11,691	32,035	77,660
小 計 (A)		33,934	11,691	32,035	77,660
出一般 債等計					
小 計 (B)					
合 計 (A)+(B)		33,934	11,691	32,035	77,660

【旧公営企業金融公庫資金】

(単位：千円)

事業債名		年利5%以上5.5%未満 (平成24年度9月期残高)	年利5.5%以上6%未満 (平成23年度9月期残高)	年利6%以上 (平成22年度末残高)	合 計
				うち年利7%以上	
普通 会計債					
小 計 (A)					
出一般 債等計					
小 計 (B)					
合 計 (A)+(B)					

注1 地方債計画の区分ごとに記入し、必要に応じて行を追加すること。

2 公営企業債のうち、当該地方公共団体の一般会計が負担するもの(一般会計出資債、補助金債のほか、一般行政病院等に係る病院事業債、過疎代行事業による下水道事業債で事業経営の実態がなく一般会計が残債を管理しているもの、起債時には事業が存在していたが、その後の事業廃止等により現在は一般会計が残債を管理しているもの等)については、「一般会計出資債等」欄に記入すること。

II 財政状況の分析

区 分	内 容
財務上の特徴	<p>川越市は、埼玉県の中央部よりやや南部、武蔵野台地の東北端に位置する人口34万人の県内で唯一の中核市で、都心から30キロメートルの首都圏に位置するベッドタウンでありながら、商品作物などを生産する近郊農業、交通の利便性を生かした流通業、伝統に培われた商工業、豊かな歴史と文化を資源とする観光など、充実した都市機能を有している。</p> <p>平成20年度の経常収支比率は、91.5%で中核市平均の91.3%を0.2ポイント上まっている。平成17年度の経常収支比率は87.2%であったが、近年増加傾向にあり、財政構造の弾力性が失われつつある。</p>
財政運営課題	<p>課 題 ① 定員管理の適正化</p> <p>平成17年4月1日現在の職員数2,399人を平成23年4月1日までに137人(5.71%)削減し、2,262名とする計画である。計画を遂行し、定員の適正化に努める。</p>
	<p>課 題 ② 給与の適正化</p> <p>地域手当を段階的に削減し、平成23年度から国の指定基準と同じ6%とする。今後も給与の適正化に努める。</p>
	<p>課 題 ③ 民間委託等の推進</p> <p>民間委託等の推進については、PFI手法など様々な手法を活用し、市民サービスの向上、事務の効率化、経費の削減等に取り組む。</p>
	<p>課 題 ④ 受益者負担の適正化</p> <p>受益者負担の適正化に向けた検討を行い、受益に対する公平な負担と必要な財源の確保に努める。</p>
	<p>課 題 ⑤ 市有財産の有効活用</p> <p>市有財産の有効活用を図る観点から、川越市公有地利活用計画により、市有未利用地の計画的な利活用を図る。</p>
留意事項	

注1 「財務上の特徴」欄は、人口や産業構造、財政構造や地域特性等を踏まえて記載すること。また、財政指標等について、経年推移や類似団体との水準比較などをし、各自工夫の上説明すること。

2 「財政運営課題」欄は、税収入の確保、給与水準・定員管理の適正合理化、公債負担の健全化、公営企業繰出金の適正運用、地方公社・第三セクターの適正な運営等、団体が認識する財政運営上の課題及びその具体的施策について、優先度の高いものから順に記入する。また、財政運営課題と認識する理由を類似団体等との比較を交えながら具体的に説明すること。

3 「留意事項」欄は、「財政運営課題」で取り上げた項目の他に、財政運営に当たって補足すべき事項を記入すること。

4 必要に応じて行を追加して記入すること。

Ⅲ 今後の財政状況の見通し

(単位：百万円)

区 分	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
地方税	48,418	51,326	54,725	54,711	52,941	52,798	53,226	52,997	52,933	52,944
地方譲与税等	6,245	7,510	5,112	4,632	4,466	4,466	4,466	4,466	4,466	4,466
地方特例交付金	1,864	1,451	335	725	638	455	455	355	355	355
地方交付税	906	294	247	234	275	200	200	200	200	200
小計(一般財源計)	57,433	60,581	60,419	60,302	58,380	57,919	58,347	58,018	57,954	57,965
分担金・負担金	410	410	429	509	437	437	437	437	437	437
使用料・手数料	2,126	2,274	2,233	2,244	2,199	2,199	2,219	2,219	2,219	2,219
国庫支出金	9,260	7,560	7,886	10,428	18,420	12,274	13,682	15,012	13,733	14,256
うち普通建設事業に係るもの	1,549	773	1,028	2,956	4,284	897	1,553	2,153	901	901
都道府県支出金	2,357	2,667	3,598	3,723	3,844	3,544	3,583	3,656	3,733	3,812
うち普通建設事業に係るもの	163	120	169	505	517	200	201	201	201	201
財産収入	421	1,036	897	1,584	470	73	73	73	73	73
寄附金	4	26	4	3	8	8	8	8	8	8
繰入金	1,149	711	976	1,011	2,319	755	622	431	455	547
繰越金	3,887	3,388	4,568	3,034	2,941	3,039	2,488	2,666	2,214	845
諸収入	3,808	3,734	4,017	3,928	5,284	4,258	4,206	4,184	4,166	4,148
うち特別会計からの貸付金返済額	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち公社・三社からの貸付金返済額	0	0	0	0	960	0	0	0	0	0
地方債	7,565	6,382	7,124	11,895	15,589	7,377	8,845	11,578	7,280	7,280
特別区財政調整交付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
歳 入 合 計	88,420	88,769	92,151	98,661	109,891	91,883	94,510	98,282	92,272	91,590
人件費 a	19,180	19,962	20,372	19,868	20,386	19,728	19,661	19,177	18,822	18,668
うち職員給	14,823	14,953	14,876	14,327	13,834	13,592	13,637	13,352	13,018	12,847
物件費 b	14,352	14,173	14,601	14,233	14,405	13,685	13,548	13,685	13,706	13,569
維持補修費 c	1,207	1,465	1,319	1,350	1,161	581	581	581	581	581
a + b + c = d	34,739	35,600	36,292	35,451	35,952	33,994	33,790	33,443	33,109	32,818
扶助費	14,208	14,370	15,053	15,845	16,932	20,535	20,707	20,883	21,065	21,250
補助費等	9,740	9,814	10,846	10,999	15,903	10,208	10,143	9,986	9,986	9,986
うち公営企業(法適)に対するもの	3,116	2,900	3,007	3,050	2,992	2,900	2,770	2,647	2,647	2,647
普通建設事業費	10,683	8,129	10,165	16,227	21,252	7,515	9,259	12,502	7,734	7,734
うち補助事業費	3,157	1,682	3,309	8,148	11,480	1,794	3,106	4,306	1,802	1,802
うち単独事業費	7,526	6,447	6,856	8,079	9,772	5,721	6,153	8,196	5,932	5,932
災害復旧事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
失業対策事業費	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公債費	7,892	8,161	8,633	8,639	8,698	8,944	9,753	11,002	11,046	11,295
うち元金償還分	6,274	6,613	7,154	7,228	7,290	7,321	8,002	9,075	9,294	9,069
積立金	5	13	38	758	166	166	166	166	166	166
貸付金	1,856	1,618	1,792	1,691	1,891	1,855	1,807	1,787	1,770	1,753
うち特別会計への貸付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
うち公社、三社への貸付金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
繰出金	5,335	5,931	6,244	6,091	6,058	6,178	6,219	6,299	6,551	6,584
うち公営企業(法非適)に対するもの	109	148	139	109	65	65	65	65	65	65
その他	574	565	55	13	0	0	0	0	0	0
歳 出 合 計	85,032	84,201	89,118	95,714	106,852	89,395	91,844	96,068	91,427	91,586

【財政指標等】

(単位：百万円、人)

区 分	平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)	平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)
形式収支	3,388	4,567	3,033	2,947	3,039	2,488	2,666	2,214	845	4
実質収支	3,076	4,127	2,814	2,688	2,930	2,488	2,666	2,214	845	4
標準財政規模	53,851	55,610	58,655	60,026	58,889	57,814	58,000	57,500	57,500	57,500
財政力指数	0.95	0.99	1.04	1.07	1.07	1.02	1.00	1.00	1.00	1.00
実質赤字比率 (%)			-	-	-	-	-	-	-	-
経常収支比率 (%)	87.2	86.5	89.4	91.5	95.3	94.0	94.0	94.0	94.0	93.0
実質公債費比率 (%)	11.2	12.5	9.4	8.8	8.9	8.7	9.2	9.3	10.1	10.2
地方債現在高	76,711	76,480	76,761	81,427	89,726	89,782	90,625	93,128	91,114	89,325
積立金現在高	7,443	7,050	6,422	6,657	4,542	3,830	3,252	2,864	2,453	1,949
財政調整基金	1,721	1,317	800	1,528	704	704	704	704	704	704
減債基金	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他特定目的基金	5,722	5,733	5,622	5,129	3,838	3,126	2,548	2,160	1,749	1,245
職員数	2,130	2,117	2,110	2,086	2,048	2,031	2,031	2,031	2,031	2,031

注 実質公債費比率は、平成21年度(平成18年度から平成20年度までの3か年平均)の数値を基準年度とした場合は平成20年度欄に、平成22年度(平成19年度から平成21年度までの3か年平均)の数値を基準年度とした場合は平成21年度欄に、それぞれ記入すること。

IV 行政改革に関する施策

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
1 合併予定市町村等にあつてはその予定とこれに伴う行革内容		予定なし。
2 経常経費の見直し		
○ 定員管理	①	集中改革プランにおいて平成17～22年度までの5年間で全体の5%にあたる120人の削減を目標として掲げ、平成22年度に2,279人となり目標を達成した。平成23年度は「川越市定員適正化計画」に基づき、17人削減の2,262人とする。
○ 給与のあり方		
◇ 給与構造の見直し、地域手当等のあり方	②	平成19年度の地域手当は9%であったが、平成20、21年度は8%、平成22年度は7%と段階的に削減しており、平成23年度から国の指定基準と同率の6%とする。
◇ 技能労務職員の給与のあり方		平成20年度に見直しに向けた取組方針を策定し、実施に関して検討中である。
◇ 退職時特昇等退職手当のあり方		平成18年度から廃止している。
◇ 福利厚生事業のあり方		福利厚生事業補助金について廃止・縮減の方向で検討している。
○ 物件費、維持補修費等の見直し	③	施設管理経費等の見直しや民間活力などの積極的な活用により縮減に努める。
○ 指定管理者制度の活用等民間委託の推進やPFIの活用	③	27施設にて指定管理者制度を導入している。平成23年度から従来非公募の8施設にて新たに指定管理者の公募を行う。また、なぐわし公園温水利用型健康運動施設等の整備・運営事業についてPFI方式を導入し、平成22年度から平成38年度までの本契約の締結を行う。
○ その他		

IV 行政改革に関する施策（つづき）

項 目	IIの課題番号	具 体 的 内 容
3 地方税の徴収率の向上、売却可能資産の処分等による歳入の確保	⑤	「川越市公有地利活用計画」に基づき、市有未利用地の利活用を図る。また、都市基盤整備に充てるため、平成21年度に0.2%であった都市計額税の税率を改定し、平成22、23年度は0.25%に平成24年度からは0.3%とする。平成22年度当初予算において、約6億7千万円の歳入の増を見込んでいる。
4 地方公社の改革や地方独立行政法人への移行の促進		平成22年4月に外郭団体検討委員会を立ち上げ、外郭団体の見直しを行っている。今後、委員会で土地開発公社について検討を開始する予定である。
5 行政改革や財政状況に関する情報公開の推進と行政評価の導入		
○ 行政改革や財政状況に関する情報公開		
◇ 給与及び定員管理の状況の公表		川越市の給与・定員管理等について、ホームページ等で公表している。
◇ 財政情報の開示		財政事情や財務書類について、ホームページ等で公表している。
○ 行政評価の導入		平成15～20年度まで導入していたが、制度として十分に機能しなくなってきたため、一時凍結（休止）している。現在は課題の整理や他市の状況把握を行うなどの現状分析を行うとともに、厳しい財政状況の中で市民需要への確に対応していくため、事務事業の適正化を迅速・効果的に進められる手法への見直し検討を行っている。
○ 受益者負担の適正化	④	川越市手数料条例を改正し、平成23年度から住民票、印鑑登録証明書、課税証明書等の発行手数料を150円から200円にするなど手数料について受益者負担の適正化に努める。

- 注1 上記区分に応じ、「II 財政状況の分析」の「財政運営課題」に掲げた各課題に対応する施策を具体的に記入すること。その際、どの課題に対応する施策が明らかとなるよう、IIに付した課題番号を「IIの課題番号」欄に記入すること。
- 2 今後行う行政改革の取組の内容について記載すること。なお、平成19年度から平成21年度までの間に公的資金補償金免除繰上償還措置の承認を受けている団体については、更なる行政改革の取組の内容が分かるように記載すること。ただし、新規に計画を策定する団体については、計画前5年間に取り組んできた行政改革に関する施策についても記入すること。
- 3 本表各項目に記入した各種施策のうち、当該取組の効果として改善効果額の算出が可能な項目については、「V 繰上償還に伴う行政改革推進効果」の「年度別目標」にその改善効果額を記入すること。なお、当該改善効果額が計画前年度との比較により算出できない項目については、当該改善効果額の算出方法も併せて各欄に記入すること。
- 4 財政状況が良好な場合又は必ずしも悪いとはいえない状態であっても、財政状況を良好な状態に維持するため又は更なる財政健全化のために講じることとしている歳入確保策・歳出削減策等があれば、当該施策を記入すること。
- 5 必要に応じて行を追加して記入すること。

V 繰上償還に伴う行政改革推進効果【新規計画策定団体】

1 主な課題と取組及び目標

課 題	取 組 及 び 目 標
1 経常経費の見直し	定員管理及び給与の適正化により人件費を削減する。
2 公債費負担の健全化（地方債発行の抑制等）	公共工事のコスト縮減対策等により地方債発行の抑制に努める。
3 公営企業会計に対する基準外繰出しの解消	公共下水道事業への基準外繰出しを解消するため、平成21～24年度に下水道使用料の段階的な値上げを実施する。
4 その他	受益者負担の適正化により受益に対する公平な負担と必要な財源の確保に努める。

注1 上記各項目には、IIで採り上げた経営課題に対応する取組としてIVに掲げた経営健全化に関する施策のうち、それぞれ各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

なお、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）（以下、「財政健全化法」という。）に規定する「財政健全化計画」又は「財政再生計画」を定めていることから、地方財政法施行令附則第6条第3項の規定により、これらの計画を「公的資金補償金免除繰上償還に係る財政健全化計画」とみなす場合には、各計画における施策のうち、それぞれの各項目に該当するものについて、その対応関係が分かるように記入すること。

2 各項目への記入に当たっては、IVに掲げた施策又は財政健全化法に掲げた方策をそのまま転記せず、ポイントを簡潔にまとめた形で記入すること。

3 必要に応じて行を追加して記入すること。

2 年度別目標

（単位：百万円）

課 題	項 目	実 績					計 画 前 5 年 度 実 績	目 標					計 画 合 計
		平成17年度 (計画前5年度) (決算)	平成18年度 (計画前4年度) (決算)	平成19年度 (計画前3年度) (決算)	平成20年度 (計画前々年度) (決算)	平成21年度 (計画前年度) (決算見込)		平成22年度 (計画初年度)	平成23年度 (計画第2年度)	平成24年度 (計画第3年度)	平成25年度 (計画第4年度)	平成26年度 (計画第5年度)	
	実質公債費比率	11.2	12.5	9.4	8.8	8.9		8.7	9.2	9.3	10.1	10.2	
	地方債現在高	76,711	76,480	76,761	81,427	89,726		89,782	90,625	93,128	91,114	89,325	
4	手数料の値上げ							2,199	2,219	2,219	2,219	2,219	
	改善効果額	0	0	0	0	0		0	20	20	20	20	80
	〇〇〇												
	改善効果額												
	〇〇〇												
	改善効果額												
	〇〇〇												
	改善効果額												
	〇〇〇												
	改善効果額												
							計画前5年間改善効果額 合計	改善効果額 合計 A					80
								Aのうち公営企業会計加算分 B					0
								(Bの内訳) 〇〇会計への加算額					
								〇〇会計への加算額					
								A - B					80
								<参考> 補償金免除額 (旧資金運用部資金)					4

注1 歳出削減策のみならず、歳入確保策についても幅広く検討の上、記入すること。

2 「課題」欄については、「1 主な課題と取組及び目標」の「課題」欄の番号を記入すること。

3 「Aのうち公営企業加算分 B」欄については、平成19年度から平成21年度までの間に当該団体の公営企業会計において公的資金補償金免除繰上償還の適用を受け、平成22年度以降に引き続き当該公営企業会計において公的資金補償金免除繰上償還の適用を受ける場合であって、当該公営企業会計における経営改革の改善効果額が当該公営企業会計に係る旧資金運用部資金の補償金免除額に達しない場合に記入すること（ただし、公営企業会計に加算できる改善効果額は、普通会計に係る改善効果額が旧資金運用部資金の補償金免除額を上回る部分に限る。）。